

議案第 15 号

川崎市感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例の制定について

川崎市感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例を次のとおり制定する。

平成 19 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例

(川崎市感染症診査協議会条例の一部改正)

第 1 条 川崎市感染症診査協議会条例（平成 11 年川崎市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 5 項」を「第 24 条第 6 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「6 人」を「18 人」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(部会)

第 6 条 協議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。

第 1 部会	法第 24 条第 3 項各号に掲げる事務（結核に係るものを除く。）に関すること。
第 2 部会	法第 24 条第 3 項各号に掲げる事務（結核に係るもの（法第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担（以下「公費負担」という。）に係るもの）にあつては、同条第 2 項の規定により川崎市川崎保健所長又は川崎市幸保

	健所長を経由することとされる申請に係るものに限る。)に限る。)に関する事。
第3部会	法第24条第3項各号に掲げる事務(結核に係るもの(公費負担に係るもの)については、法第37条の2第2項の規定により川崎市中原保健所長、川崎市高津保健所長、川崎市宮前保健所長、川崎市多摩保健所長又は川崎市麻生保健所長を経由することとされる申請に係るもの)に限る。)に関する事。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会については、前条及び次条の規定を準用する。
- 7 第2部会及び第3部会は、それぞれ毎月2回開催する。ただし、部会長が必要があると認めるときは、随時開催することができる。
- 8 協議会は、第1項の表右欄に掲げる事項について諮問を受けたときは、それぞれ当該事項を調査審議する部会の決議をもって協議会の決議とする。

(川崎市結核診査協議会条例の廃止)

第2条 川崎市結核診査協議会条例(昭和26年川崎市条例第53号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、感染症診査協議会に部会を設置すること等及び川崎市結核診査協議会条例を廃止するため、この条例を制定するものである。